

## 第1章 総論

### 第1 給食管理の概念

#### 1 特定給食施設とは

健康増進法では、「特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう（第20条第1項）。」としており、さらに健康増進法施行規則第5条により、法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」としている。

佐賀県では、特定給食施設よりも小規模ではあるが、特定多人数に対して継続的に、概ね1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設を「その他の給食施設」とし、特定給食施設に準じて取り扱うこととしている。

#### 2 目的と役割

特定給食施設においては、①食事提供の対象が特定していること、②食事提供の対象が多人数であること、③食事提供が継続して行われることから給食内容の良し悪しが人々の健康に大きな影響を与えることになる。

したがって、給食は単に食物を提供する、利用者の味覚・嗜好を満足させるということだけではなく、利用者の栄養を確保し、健康の保持増進を図り、かつ利用者に対する栄養教育をはじめ、その家庭や地域社会の食生活改善を図るなど、その与える影響は大きく、住民の健康づくりに寄与するものである。

## 第2 特定給食施設の届出及び報告

### 1 特定給食施設の届出

給食を開始する場合、又は給食を休止した後再開する場合は、「特定給食施設開始（再開）届」の提出が必要である。

また、届出事項の変更が生じた場合は「特定給食施設変更届」、給食を廃止又は休止する場合は「特定給食施設廃止（休止）届」を提出する必要がある。

これらの届出は当該特定給食施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に、事業の開始（再開）の日、変更の日及び休止（廃止）の日から一月以内に提出する。

この届出は、特定給食施設（法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設）のみではなく、その他の給食施設（特定給食施設よりも小規模ではあるが、特定多数人数に対して継続的に、概ね1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設）においても特定給食施設に準じ提出を行う。

#### 届出一覧

種類	内容	根拠法令
特定給食施設 開始(再開)届 (様式第1号)	給食を開始する場合、又は休止していた給食を再開する場合、必要な事項について届け出る。 ※届は <u>当該施設の設置者</u> から提出	健康増進法第20条第1項 佐賀県健康増進法施行細則 第2条
特定給食施設 変更届 (様式第2号)	次の項目について変更があった場合、変更事項について届け出る。 ・ 施設の名称、所在地 ・ 管理者の氏名 ・ 給食施設の種類 ・ 1日及び各食ごとの予定給食数 ・ 管理栄養士及び栄養士の員数	健康増進法第20条第2項 佐賀県健康増進法施行細則 第3条
特定給食施設 休止届 (様式第3号)	給食を休止する場合、その旨を届け出る。 ※再開時には特定給食施設再開届の提出が必要	健康増進法第20条第2項 佐賀県健康増進法施行細則 第3条
特定給食施設 廃止届 (様式第3号)	給食を廃止する場合は、その旨を届け出る。	健康増進法第20条第2項 佐賀県健康増進法施行細則 第3条

届出の様式は【第9章 関係法令・通知 佐賀県健康増進法施行細則】を参照

※（参考）給食施設の設置者について

健康増進法による給食施設の栄養管理に関する義務は、当該施設の設置者に義務付けられており、設置者とは、当該施設の設置団体、会社等の代表者のことである。（例：施設の理事長、法人の代表者、事業所の代表取締役）

## 2 特定給食施設の報告（栄養報告書）

特定給食施設における給食運営及び栄養管理等の状況を把握するため、健康増進法第24条第1項及び佐賀県健康増進法施行細則第4条の規定により報告を求めるものである。毎年5月、11月に実施した給食について栄養報告書を作成し、それぞれ翌月の10日までに当該特定給食施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出する。

様式については、第5章（P36～37）を参照すること。

## 第3 管理栄養士・栄養士の配置

### 1 管理栄養士・栄養士の配置の意義

特定給食施設で提供される食事は、利用者の健康づくりや疾病予防の一端を担っており、利用者の状況に合わせた食事内容であることが不可欠である。

「おいしく食べること」は重要であるが、利用者にとって栄養バランスの悪い食事を長期間とることは、生活習慣病の発症やその他の疾病状況の悪化を招くことにもなる。

利用者が安心しておいしく食べられる食事の提供は、栄養管理、給食管理の専門職である管理栄養士・栄養士が、給食利用者の健康・栄養状態の改善を目的とし、その特性に合わせた栄養計画、食事計画を基に食事の品質管理を行い、それを保持できるシステムを構築することで実現するものである。

また、利用者一人一人の栄養管理を行うためには、アセスメントを行い、継続的なモニタリング、評価が必要となり、管理栄養士・栄養士を含めた多職種連携が不可欠である。

その他、利用者自らが望ましい食生活を生涯にわたり実践できるよう、栄養教育、食育を実施するのも管理栄養士・栄養士の業務の一つである。

## 2 管理栄養士・栄養士の配置

健康増進法や関連法令、規則等により、管理栄養士・栄養士の配置義務、努力義務を規定されている特定給食施設がある。

また、管理栄養士の配置義務がある施設で、管理栄養士の配置がない場合は健康増進法により義務違反として罰則の対象となる。

なお、施設の種別により、他の法律等でも管理栄養士・栄養士の配置に関する規定があるため、関係法令等の確認を行う必要がある。

管理栄養士・栄養士を配置できない場合は、栄養管理の実施について保健福祉事務所の指導・助言を受けるよう努める。

### (1) 管理栄養士を配置しなければならない施設（配置義務）

特定給食施設で特別な栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定め、佐賀県知事が指定する施設の設置者は、当該特定給食施設に常勤の管理栄養士を配置しなければならない（健康増進法第21条第1項）。

厚生労働省令では、医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設の場合、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの、それ以外の特定給食施設の場合、1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するものと定められている（健康増進法施行規則第7条）。

これに基づき、佐賀県ではこれらの施設に対し管理栄養士を配置しなければならない施設として指定を行う。

また、指定した施設が厚生労働省令で定める指定の基準に該当しなくなったときは、指定の取り消しを行う。

### (2) 管理栄養士・栄養士を配置するよう努めなければならない施設（努力義務）

特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に管理栄養士又は栄養士を配置するよう努めなければならない（健康増進法第21条第2項）。

さらに、厚生労働省令で定めるところにより、特定給食施設のうち、1回300食又は1日750食以上の食事を供給する施設の設置者は、当該特定給食施設に配置する栄養士のうち、少なくとも一人は管理栄養士であるよう努めなければならない（健康増進法施行規則第8条）。

### (3) 他の法律等による管理栄養士・栄養士の配置の規定

施設の種別により、他の法律等でも管理栄養士・栄養士の配置に関する規定がなされているが、主なものを次頁に示す。

第1章 総論

配置の規定	施設	基準	法律等
栄養士を配置しなければならない施設	事業附属寄宿舎	1回300食以上	事業附属寄宿舎規程
	養護老人ホーム	1名以上配置する ●特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホームの場合は、併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合は置かないことができる。 ●サテライト型養護老人ホームの場合は、本体施設（介護老人保健施設及び病院）に栄養士がいる場合に、入所者に提供するサービスに支障がない場合は置かないことができる。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
	軽費老人ホーム	入所定員41人以上で1名以上 ●他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合は置かないことができる。	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
	乳児院	入所人員10人以上	児童福祉施設最低基準
	児童養護施設 知的障害児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児療護施設 児童自立支援施設	入所人員41人以上	
	情緒障害児短期治療施設	*配置しなければならない施設とされていますが、配置に関する基準なし	
	助産施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 第一種自閉症児施設	病床数100床以上	児童福祉施設最低基準 (医療法施行規則に準ずる)
	救護施設 更生施設	*配置しなければならない施設とされていますが、配置に関する基準なし	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準
栄養士を配置するよう努めるべき施設	事業所	1回100食以上又は 1日250食以上	労働安全衛生規則